

改正 平成二一年 三月二七日条例第二一号 平成二七年 三月二四日条例第二五号
平成二八年 七月 八日条例第四五号 平成三一年 三月二二日条例第二六号

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例をここに公布する。

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医学を専攻する者であつて、将来、県内の医師の確保が困難な地域に所在する次に掲げる医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸与する修学資金に関する事項を定めるものとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関
- 二 独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが開設する病院
- 三 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が開設する医療機関
一部改正〔平成二七年条例二五号・二八年四五号・三一年二六号〕

(地域医療確保修学資金)

第二条 知事は、県内に所在する大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学している者（卒業後に一定の期間にわたり県内において医師の業務に従事する意思を有する入学者を選抜するための制度により、入学（編入学及び転入学を除く。以下同じ。）をした者に限る。）であつて、将来、県内の医師の確保が困難な地域に所在する前条各号に掲げる医療機関のうち知事が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）において医師の業務に従事しようとするものの申請により、その者に地域医療確保修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一部改正〔平成三一年条例二六号〕

(修学資金の貸与額)

第三条 修学資金の貸与額は、一月につき十五万円（大学に入学をした日の属する年度にあつては、十七万五千元）とする。

- 2 知事は、修学資金の貸与を受ける者が、大学の第五学年又は第六学年に在学している者であつて、将来、指定医療機関において小児科又は産婦人科の診療業務に従事する意思を有すると認められるものである場合には、一月につき前項の額に五万円以内で知事が定める額を加算することができる。

一部改正〔平成三一年条例二六号〕

(貸与の期間及び方法)

第四条 修学資金の貸与期間は、第二条の規定による契約に定められた月から、大学の医学を履修する課程を卒業する日の属する月までの間とする。

- 2 修学資金の貸与方法は、規則で定める。

(修学資金の総額)

第五条 知事は、第二条の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(保証人)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

第七条 知事は、第二条の規定による契約の相手方（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
 - 三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 五 死亡したとき。
 - 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。
 - 3 知事は、修学生が同一学年を重ねて履修するときは、その間、修学資金の貸与を行わないものとする。ただし、前年度以前の同一学年において修学資金の貸与を受けなかった期間がある場合におけるその期間に相当する期間については、この限りでない。
 - 4 知事は、修学生が正当な理由がなくて第十四条に規定する学業成績証明書又は健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

一部改正〔平成二七年条例二五号〕

(返還の債務の当然免除)

第八条 知事は、修学資金（第三条第二項の規定により加算された額に係るものを除く。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 医師免許取得後、直ちに県内において医師法（昭和三十二年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を開始し、かつ、二年（次項第二号に掲げる理由により臨床研修を受けることができない期間があるときは、当該期間を除き、二年。第十条第一項第四号において同じ。）で当該臨床研修を修了し、当該臨床研修修了後、直ちに指定医療機関に勤務し、かつ、引き続き指定医療機関において診療業務に従事した場合において、当該臨床研修の期間とその引き続き診療業務に従事した期間とを合算した期間（以下「診療業務等従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間（前条第二項及び第三項の規定により貸与されなかった修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一年未満の端数が生じたときは、切り上げる。）（四年に満たないときは、四年とする。以下「返還債務免除期間」という。）に達したとき。ただし、大学の医学を履修する課程を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を取得した場合に限る。
 - 二 診療業務等従事期間の途中で、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者が、臨床研修修了後、次に掲げる理由により、直ちに指定医療機関に勤務しなかった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務したときは、その者は、臨床研修修了後、直ちに指定医療機関に勤務した者とみなして、前項の規定を適用する。
 - 一 知事が承認した三年以内の医療に関する専門的な研修を受けること。
 - 二 病気、負傷等知事がやむを得ないと認める理由
- 3 修学資金の貸与を受けた者が、診療業務等従事期間が返還債務免除期間に達する前に、前項各号に掲げる理由により、指定医療機関に勤務しなくなった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務し、かつ、指定医療機関において診療業務に従事したときは、先の診療業務に従事した期間と後の診療業務に従事した期間は引き続いたものとみなして、第一項の規定を適用する。
 - 4 修学資金の貸与を受けた者が、第二項第一号に規定する研修のうち特定の診療科について標準的な診療能力を習得するために受けるものとして知事が指定するものを、臨床研修を修了した日の属する月の翌月から起算して二年（同項第二号に掲げる理由により当該研修を開始することができない期間があるときは、当該期間を除き、二年）以内に開始し、かつ、修了したときは、当該研修を受けた期間（当該研修を指定医療機関以外の医療機関において受けた期間がある場合において、その期間が二年を超えるときは、その期間については、二年とする。）を診療業務等従事期間とみなして、第一項の規定を適用する。

一部改正〔平成二一年条例二一号・二七年二五号・三一年二六号〕

(返還の債務の裁量免除)

第九条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、指定医療機関において診療業務に従事した場合において、その者の診療業務等従事期間が返還債務免除期間に達しなかったときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、死亡（前条第一項第二号に規定する業務上の理由によるものを除く。）その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成二七年条例二五号〕

(返還)

第十条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その理由の生じた日から起算して一月以内（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、一月と当該猶予された期間とを合算した期間内）に、貸与を受けた修学資金の全額に利息を付してこれを返還しなければならない。

一 第七条第一項の規定により第二条の規定による契約が解除されたとき。

二 大学の医学を履修する課程を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を取得しなかったとき。

三 医師免許取得後、直ちに県内において臨床研修を開始しなかったとき。

四 二年で臨床研修を修了しなかったとき（第八条第一項第二号に該当するときを除く。）。

五 臨床研修修了後、直ちに指定医療機関に勤務しなかったとき（第八条第二項各号に掲げる理由によるときを除く。）。

六 臨床研修修了後、第八条第二項各号に掲げる理由により、直ちに指定医療機関に勤務しなかった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務しなかったとき。

七 診療業務等従事期間が返還債務免除期間に達する前に、指定医療機関に勤務しなくなったとき（第八条第一項第二号に該当するとき及び同条第二項各号に掲げる理由によるときを除く。）。

八 診療業務等従事期間が返還債務免除期間に達する前に、第八条第二項各号に掲げる理由により、指定医療機関に勤務しなくなった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務しなかったとき。

九 大学の医学を履修する課程を卒業した後、死亡したとき（第八条第一項第二号に該当するときを除く。）。

2 前項の利息の額は、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から同項各号に掲げる理由が生じた日までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項の規定により計算した利息の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一部改正〔平成二一年条例二一号・二七年二五号〕

(返還の猶予)

第十一条 知事は、前条第一項の規定により修学資金の返還の債務を履行すべき者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、当該債務の履行を猶予することができる。

一 第七条第一項の規定により第二条の規定による契約が解除された後も、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき。

二 災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(延滞利息)

第十二条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第十条第三項の規定は、前項の規定により計算した延滞利息の額について準用する。

(加算額に係る修学資金についての準用)

第十三条 第八条から前条までの規定は、修学資金のうち第三条第二項の規定により加算された額に係るものについて準用する。この場合において、第八条第一項中「を除く。以下」とあるのは「に限る。第一号を除き、以下」と、同項第一号及び同条第三項中「診療業務に」とあるのは「小児科又は産婦人科の診療業務に」と、同条第四項中「特定の診療科」とあるのは「小児科又は産婦人科」と、第九条第一項中「診療業務に」とあるのは「小児科又は産婦人科の診療業務に」と、第十条第一項第五号中「指定医療機関に勤務しなかった」とあるのは「、指定医療機関に勤務せず、又は指定医療機関において小児科若しくは産婦人科の診療業務に従事しなかった」と、「よる」とあるのは「より指定医療機関に勤務しなかった」と、同項第六号中「指定医療機関に勤務しなかったとき」とあるのは「、指定医療機関に勤務せず、又は指定医療機関において小児科若しくは産婦人科の診療業務に従事しなかったとき」と、同項第七号中「勤務しなくなった」とあるのは「勤務しなくなり、又は指定医療機関において小児科若しくは産婦人科の診療業務に従事しなくなった」と、「よる」とあるのは「より指定医療機関に勤務しなくなった」と、同項第八号中「指定医療機関に勤務しなかった」とあるのは「、指定医療機関に勤務せず、又は指定医療機関において小児科若しくは産婦人科の診療業務に従事しなかった」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成二七年条例二五号〕

(学業成績証明書等の提出)

第十四条 修学生は、規則で定めるところにより、学業成績証明書及び健康診断書を知事に提出しなければならない。

(期間の計算)

第十五条 この条例に規定する期間の計算については、規則で定める。

(規則への委任)

第十六条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(愛知県へき地勤務医師等確保修学資金貸与条例の廃止)

2 愛知県へき地勤務医師等確保修学資金貸与条例（昭和四十九年愛知県条例第四十六号）は、廃止する。

附 則（平成二十一年三月二十七日条例第二十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日条例第二十五号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年七月八日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第二十六号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。